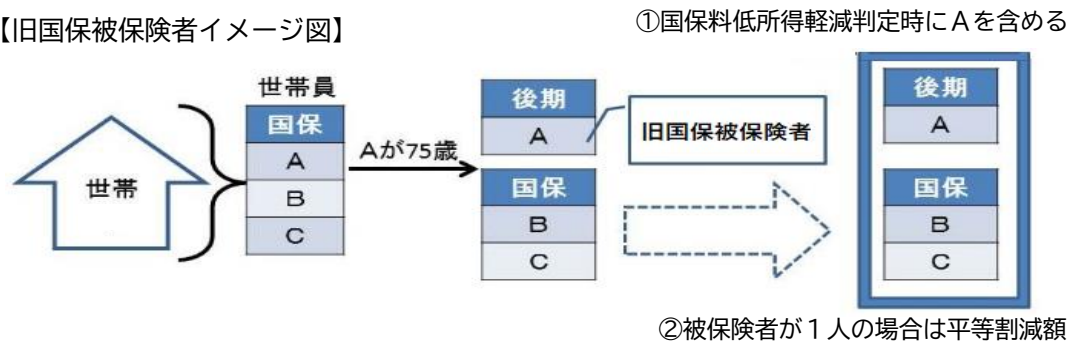


国民健康保険料の賦課誤りについて

1 概要

国民健康保険では、保険料を計算する際、その世帯に国保から後期高齢者医療制度への移行者（以下、「旧国保被保険者」という。）がいる場合、旧国保被保険者を含めて保険料の軽減判定を行う仕組みが設けられています。

【旧国保被保険者イメージ図】



この度、被保険者から寄せられた保険料に関する問い合わせをきっかけに、死亡や転出等により、本来は除外しなければならない旧国保被保険者の一部を、除外しないまま軽減判定を行うことで賦課誤りとなっている事象が判明しました。

2 原因

令和2年度に旧システムから現システムに移行した際、死亡や転出等が発生した旧国保被保険者を軽減判定から除外する機能の一部が、従来の自動処理から手動処理に変更となっていたことを把握できておらず、事務処理手順に不足が生じていたものです。

3 対象件数及び金額(令和3年度～令和7年度)

保険料を過少に賦課していた世帯（増額対象）	27世帯（50件）	合計 801,700円
保険料を過大に賦課していた世帯（減額対象）	2世帯（2件）	合計△66,900円

4 今後の対応

国民健康保険法では保険料の更正期間が2年に制限されていることから、更正可能な令和6年度、令和7年度分の更正を行い、増額となる15世帯（19件、合計370,800円）に対しましては、お詫びとともに正しい保険料の通知書をお送りします。

減額となる2世帯（2件、合計△66,900円）に対しましては、更正期間を超えているため本来は更正はできませんが、還付金等相当額を特別返還金として返還する準備を進めてまいります。

5 再発防止策

軽減判定に必要な事務処理に対する確認を、チェックリストを用いて複数人で行うなど、再発防止に取り組んでまいります。